

平成31年度久喜市立栗橋東中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは当該生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛をかかっているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われずすべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ未然防止と早期発見に努める。いじめが疑われる場合、組織的に適切かつ迅速にこれに対処する。その再発防止に努める。

(保護者の責務)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであってその保護する生徒がいじめを行うことのないよう、学校と協力しながら必要な指導に努める。

2 いじめ未然防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめ未然防止に向けての心得

ア 言葉を大切にされた積極的な生徒指導の推進

生徒の活躍の場を設定する。また、刺々しい言葉をなくし、感謝の言葉を伝え合うなどして日常の言語環境を整えていく。生徒に“できること”をつくり、目の前の生徒がどう頑張ろうとしているのか、どう変わろうとしているのかという視点からの生徒理解に努め、認める「言葉かけ」と「寄り添う」指導を重視する。

イ コミュニケーション活動を重視した教育活動の充実

日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしていくことで、認め合い学び合うことができる望ましい人間関係の構築を目指す。

ウ いじめの特質等について校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員の共通理解を図る。

エ 職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から深い生徒理解に努め生徒の心に寄り添う指導・支援を心がける。

オ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- カ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- キ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- ク いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図り、開かれた学校づくりに努める。
- ケ 学校いじめ防止基本方針を年度当初にホームページで公開するとともに、学級懇談等で保護者に配布し周知し協力を求める。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめの有無の判断は、いじめを「受けている生徒の気持ち」による。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われる傾向がある。遊びやふざけあいや装って行われることもある。大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多くある。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを受けている生徒の気持ちに寄り添い積極的に認知するよう努める。

○休み時間や放課後の会話の中で生徒の様子を把握し生徒理解に努める。

○生活ノート、個人面談、家庭訪問等による把握に努める。

イ 児童生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに、教育相談週間の設定を行い実態把握に努める。

○相談窓口の周知

栗橋東中学校相談室:0480-52-5330 久喜市教育委員会教育相談室:0480-22-1111 内線 4262
よい子の電話教育相談(県立総合教育センター) 048-556-0874 (保護者用) 0120-86-3192 (子ども用)

なやみゼロゼロ ハロー さいのくに
#7300 0120-86-3192 ○保健室だよりの発行

○全校三者面談週間 10月下旬～11月上旬 ○スクールカウンセラーの活用

ウ 定期的な人権アンケート調査を実施し、生徒の状況を客観的に把握するように努める。調査の実施方法については、安心していじめを訴えられるよう無記名にするなど工夫する。

①生徒対象いじめアンケート調査 (5, 7, 10, 12, 2月、年間5回)

②保護者対象、1学期末と2学期末に学校評価を実施する。

③学級担任による二者面談をして、直接生徒からの聞き取り生徒理解を深める。

エ いじめの防止等のための対策に従事する教師の資質向上に努め、いじめ防止等のための対策に関する研修や教育相談研修を年間計画に位置づけて実施する。

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。特に、県教委からの「インターネットトラブル注意報」を活用し啓発する。

③ いじめ未然防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う会議を設置する。

- ・生徒指導部会 (毎週1回) <構成員> 校長、教頭、主幹/教務主任、生徒指導主任、各学年担当、養護教諭
- ・教育相談部会 (毎月1回) <構成員> 校長、教頭、主幹/教務主任、教育相談主任、各学

年担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

- ・生徒指導会議（年2回以上）＜構成員＞校長、教頭、主幹/教務主任、生徒指導主任、各学年担当、学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー：心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者、さわやか相談員

＜活動＞

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ いじめ未然防止に関すること。
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること。
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

＜開催＞

毎週開催される生徒指導部会を定例会（年間30回）とし、生徒の様子を確認し合いいじめの早期発見に努める。（いじめ等調査委員会として活動）いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

（2）いじめに対する措置

① いじめの発生が確認された際の対応

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行い、生徒指導主任に報告する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援・報告と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- カ いじめの解消については、3カ月経過観察を行う。

② 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめ未然防止に関する措置

指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保証されない等の恐れがある場合、生徒指導部会と教育相談部会が連携し出席停止等の措置を学校長の判断で検討する。

③ 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、久喜市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ問題調査委員会」を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 警察等、地域関係機関との連携
校長は、警察等の関係機関へ報告する必要があるかその是非を判断する。
暴力・恐喝等の犯罪行為については、連携協力して迅速に対応する。

(3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。